

乙部町太陽光発電施設の設置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、乙部町内における太陽光発電施設の新設、増設及び改修（以下「設置等」という。）に関し、設置者が事前に事業計画内容を明らかにすることについて必要な事項を定めるとともに、町民の安全、安心及び良好な生活環境、自然環境、景観を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換するための設備（太陽光パネル等を土地に自立して設置するもの）及びその附帯設備をいい、出力10kW以上の事業用の発電施設（設置者の事業所等と併設されるもので、主に自己消費を目的とするものを除く。）をいう。ただし、同一の届出者が複数の発電施設を近接して設置するなど、実施的に一つの場所への設置と認められる場合は一つの発電施設とみなすものとする。
- (2) 出力 太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいう。
- (3) 設置者 太陽光発電施設の設置等を行う者をいう。
- (4) 事業区域 太陽光発電施設の用に供する土地の区域をいう。
- (5) 関係地域住民 事業区域の近隣の土地及び家屋の所有者又は使用者、事業区域に関係する自治会又は町内会の代表者をいう。

(対象地域)

第3条 この要綱の対象地域は、町内全域とする。

(遵守事項)

第4条 設置者は、太陽光発電施設の設置等を行う場合は、関係法令のほか、資源エネルギー庁策定の事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）、環境省策定の太陽光発電の環境配慮ガイドライン、北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン及び北海道景観計画等を遵守するとともに、町の関係課及び関係行政機関に対する事前相談及び協議を行い、関係法令等で定める必要な手続等を行うものとする。

2 設置者は、太陽光発電施設の設置等を行う場合は、次の各号に掲げる事項について遵守するものとする。

- (1) 関係地域住民との協調を保つこと。
- (2) 雨水等による土砂、汚泥の流出及び水害等の災害防止策を講じること。
- (3) 周囲の良好な景観に支障を与えないよう、既存の地形や樹木等を生かすなど、周辺環境及び景観との調和に配慮すること。
- (4) 災害防止のため、事業区域境界線から十分な保安距離を設け、必要に応じて緩衝地帯を設置すること。
- (5) 災害発生時等の緊急連絡に対応するため、設置者の名称及び連絡先を記した看板を設置すること。
- (6) 事業区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤等の薬剤を使用する場合には、周辺環境に十分に配慮すること。
- (7) 住宅地に近接する場所に太陽光発電施設を設置する場合は、圧迫感、景観、騒音・振動、熱風、反射光、電波障害等に配慮し、敷地境界からの後退や植栽による遮蔽等により関係地域住民の良好な生活環境を害することのないよう、必要な措置を講じること。
- (8) 法令上問題がない地域でも、災害発生リスク、良好な景観の阻害又は自然・生活環境への影響が懸念される場合などについては、関係者と十分に協議し、関係地域住民及び周辺環境に十分に配慮すること。
- (9) 施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実な対応をとること。
- (10) 施設を廃止した場合は、速やかに設置者の責任により撤去等適正に処理すること。

(住民説明会等の実施)

第5条 設置者は、太陽光発電施設を設置しようとする場合は、その計画の概要が明らかになった時点で、関係地域住民に対して、説明会その他の適切な方法（以下「説明会等」という。）により事業内容を周知するものとし、説明会等の開催について事前に町に情報提供するものとする。

- 2 設置者は、説明会等において、関係地域住民から出された要望及び意見に対しては、丁寧かつ誠意をもって対応するものとする。
- 3 設置者は、住民説明会等の概要及び関係地域住民から出された要望及び意見について、住民説明会等概要報告書（別記様式第1号）により、町長に報告するものとする。
- 4 設置者は、前項の報告後において必要がある場合は、再度説明会等を開催するな

ど、住民理解が得られるよう努めるものとし、説明会等を開催した場合は、前項の規定に準じて報告するものとする。

- 5 設置者は、関係地域住民の要望及び意見について、その関係地域住民との間で、当該要望事項等に係る双方の同意事項を書面で締結することが望ましい。

(太陽光発電施設に係る届出)

第6条 設置者は、太陽光発電施設の設置に係る関係法令等で定める必要な手続等を行い、全ての許可又は承認等を得た後、工事に着手する30日前までに、乙部町太陽光発電施設計画届出書(別記様式第2号)を町長に届け出るものとする。

- 2 設置者は、設置工事が完了したときには、14日以内に乙部町太陽光発電施設設置工事完了届出書(別記様式第3号)を町長に届け出るものとする。

- 3 設置者は、届出対象太陽光発電施設の計画又は事業等を変更又は廃止、譲渡若しくは承継しようとするときは、変更、廃止、譲渡又は承継する日の30日前までに、乙部町太陽光発電施設変更・廃止等届出書(別記様式第4号)を町長に届け出るものとする。

(報告)

第7条 町長は、本要綱に定めるもののほか、必要な事項について設置者から報告を求めることができるものとする。

(その他)

第8条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

住民説明会等概要報告書

年 月 日

乙部町長 様

届出者 住所
氏名 印
(法人にあつては主たる事業所の所在地、名称
及び代表者の氏名)
電話番号

乙部町太陽光発電施設の設置に関する要綱第5条第3項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて届出します。

記

太陽光発電施設の名称		
住民説明会	開催日時	年 月 日
	開催場所	
	説明者	
	参加者	対象者（ 人）、参加者（ 人）
	周知方法	
住民説明会に代わる事業内容の周知方法		
関係地域住民等からの意見及び要望		
関係地域住民等からの意見及び要望への回答		
連絡先担当者	所属	
	役職	
	氏名	
	電話番号	

備考

- 1 住民説明会の案内及び住民説明会で使用した資料を添付すること。
- 2 住民説明会に代わる方法で事業内容の周知を行った場合は、その周知に使用した資料等を添付すること。

乙部町太陽光発電施設計画届出書

年 月 日

乙部町長 様

届出者 住所
 氏名 印
 （法人にあつては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 電話番号

乙部町太陽光発電施設の設置に関する要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて届出します。

記

太陽光発電施設の名称		
太陽光発電施設の概要		
設置場所		
敷地面積		m ²
出力(少数1桁未満切捨て)		. kW
発電事業を行う事業者 ※	住所	
	氏名	
	電話番号	
着工予定年月日		年 月 日
完了予定年月日		年 月 日
稼働開始予定年月日		年 月 日
連絡先 担当者	所属	
	役職	
	氏名	
	電話番号	
添付書類		<input type="checkbox"/> 事業区域の位置図 <input type="checkbox"/> 関係機関との協議状況のわかる資料（協定書の写し等） <input type="checkbox"/> 関係法令等で定める必要な手続きに係る許可又は承認書等の写し <input type="checkbox"/> 施工業者と施工内容のわかる資料 <input type="checkbox"/> その他（ ）

※法人にあつては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

乙部町太陽光発電施設設置工事完了届出書

年 月 日

乙部町長 様

届出者 住所
氏名 印
(法人にあつては主たる事業所の所在地、名称
及び代表者の氏名)
電話番号

乙部町太陽光発電施設の設置に関する要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて届出します。

記

太陽光発電施設の名称		
太陽光発電施設の概要		
設置場所		
敷地面積	m ²	
出力(少数1桁未満切捨て)	. kW	
発電事業を 行う事業者 ※	住所	
	氏名	
	電話番号	
完了年月日	年 月 日	
稼働開始年月日	年 月 日	
連絡先 担当者	所属	
	役職	
	氏名	
	電話番号	

※法人にあつては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

別記様式第4号（第6条第3項）

乙部町太陽光発電施設変更・廃止等届出書

年 月 日

乙部町長 様

届出者 住所
氏名 印
(法人にあつては主たる事業所の所在地、名称
及び代表者の氏名)
電話番号

乙部町太陽光発電施設の設置に関する要綱第6条第3項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて届出します。

記

太陽光発電施設の名称		
設置場所		
変更等の内容	変更前	
	変更後	
変更・廃止等の理由		
変更・廃止等の予定年月日		年 月 日
連絡先担当者	所属	
	役職	
	氏名	
	電話番号	
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業区域の位置図 <input type="checkbox"/> 関係機関との協議状況のわかる資料（協定書の写し等） <input type="checkbox"/> 関係法令等で定める必要な手続きに係る許可又は承認書等の写し <input type="checkbox"/> 施工業者と施工内容のわかる資料 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

備考

- 1 太陽光発電施設の名称及び設置場所を変更する場合は、変更前の名称及び設置場所を記載してください。
- 2 添付書類は、変更等の内容に係るものについて添付してください。
- 3 計画段階の変更・廃止等についても、本様式により届出してください。